

令和3年度完成工事アンケート調査【静岡県発注工事】

Q1. 入札前における問題点・要望点・提案事項

(設計計算、積算、質問事項、入札条件、見積り条件、施工条件、配置技術者等)

・発生した問題点

1. 設計図書の記載に誤りや、落とし等が見受けられます。精度の向上に努めて頂きたい。
【沼津土木事務所】【下田土木事務所】【島田土木事務所】【浜松土木事務所】【袋井土木事務所】

(回答：技術調査課)

現場条件を正確に把握した上で工事発注を行うよう再度周知します。なお、設計に不備があり、大幅な修正作業を伴う場合には、作成した設計コンサルに修正を依頼する等の対応も考えられるため、監督員とご相談願います。

2. 湧水期前の準備期間が短い工期でした。発注時期を1ヶ月前倒して発注して頂きたい。
【沼津土木事務所】【島田土木事務所】

(回答：技術調査課)

静岡県では工期設定支援システムを平成30年度に試行導入し、令和元年度からは本格導入しており、実働日数や不稼働日を考慮した工期設定を行っているところですが、現場条件を確認した上で適正な工期設定を行うよう周知徹底に努めます。

3. 現場条件と積算書が合致しません。又工期の設定も合わないと思います。現場条件を把握し、現場に合った工期設定も含めた設計書の作成をお願いします。
【沼津土木事務所】【下田土木事務所】【浜松土木事務所】

(回答：技術調査課)

現場条件を正確に把握した設計書の作成、工期設定の周知徹底に努めます。

4. 公告時、質問事項で現場条件に適さない使用機械については協議に応じるとの返事でしたが、結果承認してもらえませんでした。狭隘な急傾斜地の現場で、積算上では、現場進入不可のバックホウ0.7m³クラス(平積み0.6m³)に設定されていましたが、現場までの進入路が狭く機械を搬入出来ません。公告時の質問事項回答は、確実に契約を履行して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

工事の発注にあつては、現地や設計図面を確認の上発注するよう再度周知を図ります。契約後に判明した場合は、設計変更の必要性を十分に整理の上協議するよう願います。

5. 本工事は、道路改良工事における舗装工事ですが、道路改良工事が舗装工事よりも1ヵ月遅れて発注された為、今回工事の施工着手が道路改良工事の終わるまで着手出来ませんでした。また、工事着手が1月となり繁忙期中、工程が圧迫されてしまいました。現場の進捗が円滑に進むよう配慮した発注順序をお願いしたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

工事の進捗に影響を及ぼす関連工事がある場合は、事前に発注者間で協議・調整を進めておくよう再度周知します。

6. 施工前に工事箇所の近隣に挨拶をした時に、ある一人の方が事前に工事内容を聞いていないし、夜間作業も一切してはダメだと強い口調で言われました。発注者である下田土木事務所がまず事前に地元説明を行うことをして頂かないと工事はスムーズに進まないと思います。この方は町内会に入っておらず、回覧板も取っていない方でした。夜間作業等がある時は事前に地元説明を実施して頂くようお願いしたい。

【下田土木事務所】

(回答：技術調査課)

周辺環境及び地域住民の生活に影響を与える工事において、回覧や配布の案内では不十分な場合があります、地元説明会を開催することが望ましい場合も考えられますが、個別の現場状況をよく勘案した周知方法を発注者が検討すべきと考えます。一方、共通仕様書上、施工上必要な地域住民との交渉は、受注者が行わなければならないことになっておりますので、引続きご協力をお願いします。

7. 工期は令和3年7月からでしたが、上部工工事の架設が7月から8月にあり唯一の作業通路である作業構台が通行止めになってしまったため、現場乗り込みが9月からとなりました。工事条件明示書にも記載されており、発注前から乗り込み出来ないことが判明している場合は発注時期を考慮していただきたい。

【島田土木事務所】

(回答：技術調査課)

工事の進捗に影響を及ぼす関連工事がある場合は、事前に発注者間で協議・調整を進めておくよう再度周知します。

・以前よりの改善点

1. 起工測量成果として、現道を測量し計画フォーメーションの設定や展開図の作成をするまでの書類作成に多大な時間と労力を要していましたが、工事計画図書作成費という区分で設計に組み込んで頂きました。

【沼津土木事務所】

2. 設計の段階で小規模工事のため、一般歩掛ではなく見積単価を採用してくれていました。今後も小規模工事等現場に応じて見積単価を採用して頂きたい。

【浜松土木事務所】

3. 深礎杭施工について、事前に歩掛調査が実施され積算に反映されてきました

【島田土木事務所】

Q 2. 着手前における問題点・要望点・提案事項

(当初図面・設計精度・設計照査・地元説明・支障物件・事前調査・関係機関との調整等)

・発生した問題点

1. 以前よりこの周辺で施工をしていて、近隣住民が、騒音・振動等に敏感であることを事前に土木事務所担当は承知していたにも関わらず、仮栈橋工の基礎がH型鋼のバイブロハンマー打込となっていました。当然地元の要望により工法変更となり、基本設計見直しを余儀なくされました。現場の特異性等も考慮し設計して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

現場条件を正確に把握した上で工事発注を行うよう再度周知します。なお、設計に不備があり大幅な修正作業を伴う場合には、作成した設計コンサルに修正を依頼する等の対応も考えられるため、監督員とご相談願います。

2. 支障物件の移設協議、用地取得借地協議等がされておらず又は不十分であり、関係機関との調整からの工事スタートとなりました。発注前に協議を完了して頂きたい。

又、支障物件となる占有者の担当者及び連絡について明確に提示して頂きたい。

【沼津土木事務所】【富士土木事務所】【下田土木事務所】

(回答：技術調査課)

支障物件が事前に確認できる場合は、工事発注前に関係機関と調整を進めるよう再度周知します。また、やむを得ない理由により事前調整できない場合は、施工条件明示事項にその旨明記します。

3. 工事の発注時期が年度末で、新年度担当者が変更となりましたが、担当者同士の引き継ぎが出来ていない為、非常にレスポンスが悪い状況になってしまいました。改善をお願いしたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

監督員の引継ぎに漏れが生じないように、受発注者間で交わした協議書等の書類を管理する他、特に留意点等を書面上で残した上で引継ぐよう周知を図っていきます。

4. 残土処理場が確定されていない工事が目立ちます。よって工事受注後の請負業者の負担が大きい状況です。条件に見合う残土処分場を探すために時間も労力もかかり計画どおり工事が着手できません。また、期間が限られる河川内の工事においては工事進行にかなり大きく影響します。残土処理場を苦労して探しても費用計上もなく、工事への評価もない状況です。せめて工事評価に反映できるような評定方法を考慮して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：工事検査課・技術調査課)

残土処分場は指定処分が原則であり、やむを得ず未確定で発注する場合は施行条件明示事項に明示し、適切に設計変更することの周知を図ってまいります。(技調課)

残土処分場は指定処分が原則であることから成績評定への反映はありません。(工検課)

5. 本工事の河川は、周辺圃場の排水が流入するため、工期当初から約1ヶ月半河川の水量が多く、水替作業が困難であり現場着手が遅れてしまいました。現場に条件に見合った時期に発注して頂きたい。

【袋井土木事務所】

(回答：技術調査課)

現場条件を正確に把握した上で発注時期を考慮するよう再度周知します。

6. 工事について関係する2町の内1町が反対し工事中断となりました。事前に2町への工事説明は済んでいると聞いていましたが、説明会での理解が不十分であった場合や時間の経過等がある場合については、事前の情報提供または再度の地元説明会を行うなど、対応をお願いしたい。

【島田土木事務所】

(回答：技術調査課)

地元説明会は、工事における生活環境への影響について事前に地域住民へ説明し、理解を得ることを目的としています。地域住民の理解が不十分であったり時間が経過していたりする場合は再度の説明会開催等必要な対応を行い工事が中断されることがないように努めていきます。

7. 工事着手が各機関の許可待ちとなり、工事着手日が設定できず工程に影響してしまいました。発注時に工事条件明示により各機関の許可予想日を記載するなど事前に設定して頂きたい。

【島田土木事務所】

(回答：技術調査課)

工事着手の条件に各機関の許可がある場合は、施行条件明示への記載を徹底するよう周知してまいります。

・以前よりの改善点

1. 設計照査での問題点については、担当監督員により柔軟に対応して頂きました。また施工上の問題等も変更協議により対応して頂きました。

【沼津土木事務所】

2. 設計照査の対応や伊東市建設課との調整がされており、スムーズに工事に着手できました。

【熱海土木事務所】

3. 設計照査の対応や支障物所有者との連絡・調整をスムーズに行って頂きました。

4. 市や区との調整を迅速に対応して頂き、工事の着手がスムーズに行えました。

【沼津土木事務所】

5. 決裁は時間が掛かりますが、協議にて対応して頂きました。

【沼津土木事務所】

Q 3. 施工中における問題点・要望点・提案事項

(現場推進会議、技術・工法、工事一時中止、協議・指示等)

・発生した問題点

1. 協議簿等の書類の回覧決裁が遅いと感じます。変更決済に間に合わない等、支障が生じてしまいました。改善をお願いします。

【沼津土木事務所】【浜松土木事務所】【袋井土木事務所】

(回答：建設技術監理センター)

交通基盤部では、建設業における 2024 年（令和 6 年）4 月以降の「働き方改革県連法」適用を踏まえ、働き方改革の推進に向けて発注者、受注者双方の労働環境を改善する 1 つのツールとして、「受注者からの質問に対して 24 時間以内に回答」、「休み明けを依頼期限日としない」などの監理タイムマネジメントに取り組んでおります。

令和 3 年度の取組みを抽出調査した結果、実施率は 99% となり、担当監督員の働き方に対する意識改善につながっている状況が確認されました。また、令和 4 年 7 月 1 日以降、設計積算する案件について提出資料を簡素化し、受発注者双方の負担軽減を図りました。

引き続き実施率の改善に努めるとともに、令和 6 年度の働き方改革関連法完全施行に向けて意識啓発を図り、受発注者間の労働環境改善に努めて参ります。

2. 埋設物関連業者が多い為、事務所にて埋設物会議を招集開催して頂いたが、我々業者に任せきりとなり困りました。発注者主導での会議をして頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

関係機関による会議は発注者が主導で進めるべきものと考えられます。埋設物管理者等との調整にはおいては、引き続き緊密にご対応いただくようお願いいたします。

本県においても今年度埋設管等事故防止 WG を立ち上げ、埋設物事故防止マニュアルやチェックリスト等を策定する等、事故防止に向けた方策を検討しているところです。今後とも埋設物関連の事故防止に向けご協力をお願いします。

3. 急傾斜の現場では、パイロット道路をつけながら施工するため、表土と普通土をうまく分けながら施工することが出来ず、表土処理に関わる金額が大きくなりましたが、そこに対して

は協議に応じて頂けなかった。柔軟な対応をお願いしたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づき適切な設計変更を行うよう再度周知します。

4. 静岡県では下請けへの支払いサイトは60日以内と決まっているのでサイト106日の下請契約はダメだと言われました。国交省も公正取引委員会も令和6年までの移行期間を設けていますが、静岡県ではいつ60日以内と決まっていたのでしょうか。確認できる資料や周知も有りませんでした。決定された経緯について詳細な説明をして頂きたい。

【富士土木事務支所】

(回答：建設業課)

「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和3年12月1日付け国土交通省不動産・建設経済局長通知)において、下請代金の支払いについて、手形期間が60日以内に変更されたことを受け、令和4年4月1日から手形期間が60日以内であることを施工体制台帳の審査項目としています。

5. 応急復旧工事において、契約や単価など工事費が不明なまま作業を行っています。予め単価契約を締結しておくなど応急復旧工事においても明確なものをお願いしたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

災害時の応急復旧工事等は発注機関からの出動応援要請に基づき実施される緊急的な工事であり、現場条件や作業内容が様々であることから応急復旧工事のための単価設定は困難と考えられます。なお、崩土除去や倒木処理などの応急復旧工事は、処理量や掛かった人工・重機の記録、写真が積算根拠となり得ますので、作業日誌等に確実に記録をお願いします。

6. 高力ボルトについてコロナ禍の影響により、品薄なことから入手が困難となり六角高力ボルト(F10T)からトルシア形高力ボルト(S10T)に協議を行い変更しましたが、県が得ている在庫状況と実情に差異があり協議に時間を要しました。また、他にも設計図書で材料の名称や規格等が限定されているものもあり、こちらも変更協議に時間を要してしまいました。使用材料の規定がある場合を除き「同等品以上」の材料使用が可能とはならないのでしょうか。

【下田土木事務所】

(回答：技術調査課)

設計図書に明示されている規格と異なる材料を使用する必要性が生じた場合は、発注者と協議した上で対応をお願いします。設計上必要となる品質や性能が確保できれば同等品以上の材料使用が可能となる場合もあります。

7. 工期内に工事を完成させるため、根固めブロック工の型枠を予定より多く借り対応したため、型枠損料費が設計の5割増しとなりました。今後は協議の対象として頂きたい。

【浜松土木事務所】

(回答：技術調査課)

「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づいた必要な変更であれば設計変更の対象となる可能性があります。ただし、設計変更が可能なケースであることを受発注者間で確認し、その上で監督員から書面による変更指示等を受けてから施工するよう留意してください。

8. 施工箇所の官民境界に不明な箇所が多いです。設計データ作成時に土工事の切り出し位置を検討する上で分かり易くして頂きたい。(河川高水敷で農地となっているケースが多々あります。)

【袋井土木事務所】

(回答：技術調査課)

工事の発注にあっては、官民境界を含めた必要な情報が明示されているか、現地状況と設計図面が一致しているか等をよく確認した上で発注するよう周知を図ります。設計業者等からの設計成果品についても、内容を確認の上、工事発注できる成果品として受理するとともに、工事監理連絡会の開催等により施工前の設計成果改善に努めて参ります。

・以前よりの改善点

1. 周辺住民への対応が良好だと感じました。

【熱海土木事務所】

2. 担当監督員、関係機関により変更指示があり遅滞なく施工を出来ました。

【沼津土木事務所】

3. 情報共有の活用により協議書等書類の提出が電子対応して頂き、業務時間の短縮が出来ました。

【沼津土木事務所】

4. 問題点への回答レスポンスがとても速くなり助かりました。

【袋井土木事務所】

Q 4. 設計変更・契約の問題点・要望点・提案事項

(変更書類・付加的業務・変更協議・変更金額・変更見積・工期延期・単価合意等)

・発生した問題点

1. 資材単価が設計単価より上昇幅が多いので実勢価格で対応して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

工事契約後においては、スライド条項の適用が可能となる場合がありますので検討してください。令和4年7月には昨今の資材価格高騰を受け単品スライドの運用を改正し、2社以上見積を提出していただき価格が適正と判断される場合等には、購入価格が実勢価格よりも高くてもスライドの対象となるようになりました。スライド制度を分かりやすくまとめたリーフレットやマニュアルは県HPで取得できますので参考にしてください。

2. 残土処理について、処分場によっては水分多く含む物や 30cm 以上の岩石など受入れしても

らえない所もあり、現場では土砂を広げて抜気乾燥や、岩石の分別等を行いコストが大きくなり工期も伸びてしまう為、変更にて対応して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づき適切な設計変更を行うよう再度周知します。なお、書面での協議・指示等がない時点で施工を行った場合、設計変更の対象となりませんのでご注意ください。

3. 近年、舗装の維持修繕工事において舗装端部及びセンタージョイントにL型止水テープを設置することになっています。現道での施工の際、表層施工時にL型止水テープ貼り付け工を施工します。(事前に設置出来ない)L型止水テープは設置に時間を取られ、表層の1日当たりの施工量が減少してしまいます。L型止水テープ貼り付け工で設置費は計上されていますが、設置時には表層作業と同時進行出来ない為、表層の作業が中断してしまいます。表層当日にL型止水テープを設置する現場については時間のロスも考慮し、表層の日当たり作業量を下げた施工パッケージにして頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：道路保全課)

L型止水テープの設置に係る施工方法(作業人数や設置方法等)により作業時間が異なることが考えられます。

このため、L型止水テープの施工方法の具体的な内容についてお聞かせいただき、必要に応じて、対策方法を検討していきます。

4. 設計照査を基に工事連絡会が開催され、問題点を明確にして打合せを行いました。それに関係する図面修正及び、数量計算書の作成を全て受注者側で行わなければいけないのでしょうか? 発注者側にて修正をお願いしても時間的余裕がないことが多いため、やむを得ず受注者側で行っているのが実情であり、指示簿に関する資料も受注者側で作成することが、往々にしてあります。改善をお願いしたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

照査の結果、変更図面等、設計変更に関わる資料作成の必要が生じた際は、受発注者協議を経た上で作成費用を計上するケースや、受注者が行うべき作業で共通仮設費率計上分に含まれるケース等があります。このため、「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」をご確認の上監督員とご相談ください。

5. 河川災害復旧工事での工事用道路および瀬替工について、当初設計に計上がなく工事受注後からの検討協議となり、さらに進入口の借地も必要でした。これらの協議や借地交渉などに時間を要し、工事着手に大きな遅れが生じる結果となりました。以前からある事案ですが、災害査定工事は変更協議に応じて頂けないケースが多いです。(そのような性質の工事ならばなおさら当初設計の高い精度が必要となりますが、なんらかの検証または改善はされているのでしょうか?) 改善をして頂きたい。

(回答：技術調査課)

災害復旧工事については、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ国と協議し、同意を得れば設計変更は可能です。他の工事と同様、災害復旧工事においても「設計変更ガイドライン」に基づき適切に対応するよう周知を図っていきます。

6. 請負契約約款 第 16 条（工事用地の確保等）では「工事の施工上必要な用地を受注者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければいけない。」とありますが借地契約は発注者側、受注者側どちらがするべきかご教授頂きたい。

【袋井土木事務所】

(回答：技術調査課)

「第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。」とあり、工事用地等の確保は発注者の義務となっていますが、借地契約は個々の現場状況に応じ受注者が必要とする範囲で任意に契約する場合があります。その場合、客観的に必要とされる範囲については、役務費として工事費に借地料を設計計上します。

・以前よりの改善点

1. 変更協議も的確に対応して頂いた。その他地元住民の要望などで工事に支障が生じ、休工となる事もありましたが、担当監督員と協議を行い、迅速な対応をして頂きました。
【沼津土木事務所】
2. 変更協議等、担当監督員の対応がとても良かったです。
【熱海土木事務所】
3. 図面、数量計算書修正は以前より軽減されました。
【沼津土木事務所】
4. 施工箇所の変更など大幅な変更になりましたが、迅速な手続きを行って頂きました。
【沼津土木事務所】

Q 5. その他

(工事検査・工事成績評定・書類の簡素化・ワンデイレスポンス・VE 提案・監督員の対応・
新型コロナの影響・CPDS の取得・週休 2 日制・マイレージ制度・その他)

・発生した問題点

1. 舗装工事等では工事成績評定に記される該当項目が少なく、工事評定点が上がりにくいです。
また、災害復旧工事では週休 2 日制の評価が得られづらいので、このような工事に関する工事評定点の検討をお願いしたい。

【沼津土木事務所】【静岡土木事務所】

(回答：工事検査課)

工事成績評定において、工事により考査項目に違いはありません。主たる工種に応じた評定

内容により評価を行っています。災害復旧工事は早期復旧を図るため、週休2日推進工事の対象としていません。このような工事においても工事特性等で評価できるところは行っていきます。

2. 完成図書の「材料検査簿」の作成方法が監督員・検査監で統一されていませんでした。統一して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：工事検査課)

「土木工事書類作成提出要領」を策定しましたので、これに基づく作成を周知してまいります。

3. 新型コロナの蔓延により、地域貢献活動がしたくとも自粛による機会の減少や感染対策による負担の増加がありました。社会情勢を考慮した採点をお願いしたい。

【沼津土木事務所】

(回答：工事検査課)

地域貢献は受注者から報告された活動について評価するものです。社会情勢は全ての工事に関係するので、それを考慮した採点は困難です。

With コロナにおける新たな地域高貢献活動の手法等がございましたら、積極的なご提案をお願いします。

4. 年度変わりに監督員等が変更になった場合に、情報共有システムの経路を直ちに変わって使用可能な状態にして頂きたい。(書類の承認等が滞ってしまうため)

【沼津土木事務所】【静岡土木事務所】

(回答：技術調査課 ICT班)

監督員の変更は、新年度に監督員が変更を行います。年度末に事務所に対して速やかな監督員の変更を周知しますが、年度当初に書類を提出する場合には、現場代理人等からも前年度の監督員にそのような書類があることをお伝え願います。

5. 発注者と協議が完了している構造物について検査員が個人の主観で過程を問題視して是非を問うような検査をされました。検査当日にすべき内容では無いと思います。改善していただきたい。

【沼津土木事務所】

(回答：工事検査課)

検査員は、構造物が工事の目的に適合しているかについて、中立の立場に立った検査で確認をしています。今後の管理に影響するものなど設計上の問題点についても気が付いたことがあれば、自らの知見により指導や改善を要求します旨ご理解を頂きたいと願います。

6. 新型コロナウイルス感染症について、現場における感染発生時の対応方法や情報提供方法など昨今のワクチン接種率の向上や、世の中のノーマスクへの移行状況からも、ガイドラインなどの改訂が必要と思われます。(現場におけるコロナ感染時の対応方法などのガイドライ

ンは、2020年の流行初期のまま改定されていないと思います)

【沼津土木事務所】

(回答：建設業課)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改定）」を策定した国土交通省にご意見を伝えます。

7. 情報共有システムの活用について、書類によってはいまだに紙ベースでの提出を要求されます。作業の効率化の為、なるべく情報共有システム内で処理して頂きたい。

【沼津土木事務所】【下田土木事務所】

(回答：技術調査課 ICT班)

令和4年度から、工程表など一部の書類について、システムで提出できるよう運用を改正いたしました。

ただし、県が推奨する情報共有システムは、監督員以外の決裁処理が出来ないため、紙での提出をお願いする場合があります。システム会社に機能追加の要望をしていますが、すでにその機能を有するシステムへの推奨システム変更を含めて、利便性の向上を図るための検討を進めています。

8. 不可視部の中間検査を受検しましたが、検査希望日の設定から検査準備に日数を要するので、自然条件等により迅速な施工が必要な工事におきましては、総括監督員の立会等で対応して頂けないでしょうか。

【島田土木事務所】

(回答：工事検査課)

必要な中間検査は受検するようにして頂きたいですが、工程や現場条件上やむを得ない場合には監督員の段階確認とすることも可能です。事前に検査員とよく調整をお願いします。また、検査の調整は時間に余裕をもって行ってください。

9. 完成書類の提出頻度にあった書類提出を行っていても、本庁や事務所の検査監で提出物が違って指摘される事が多い為、再度完成書類の内容頻度について詳細にとりまとめた資料を作成して頂きたい。

【島田土木事務所】

(回答：工事検査課)

「土木工事書類作成提出要領」を策定しましたので、これに基づく作成を周知していきます。

・以前よりの改善点

1. 総括・主任・担当監督員の対応がとても良かったです。

【熱海土木事務所】

2. 軽微な変更等であっても迅速に対応して頂きました。

【沼津土木事務所】

3. 週休2日推進工事について今回の工事では発注者指定型でしたが、施工日が30日に満たず

対象外となりましたが、令和4年4月より対象工事の改正が行われ30日から1週間程度となったので、舗装工事でも対象工事となりやすくなり、工事成績評価及び労務単価の補正対象となるので大変良かったです。

【沼津土木事務所】

4. ワンデイレスポンスが適切に行われていました。監督員の対応も良かったです。

【沼津土木事務所】【袋井土木事務所】

5. 押印廃止に伴い書類の負担が一部軽減されました。

【沼津土木事務所】【浜松土木事務所】

6. 遠隔臨場を今以上に活用できればお互い更に便利になると思います。

【浜松土木事務所】

7. 現場が希望する立会日で速やかに対応して頂きました。

【袋井土木事務所】

Q6. 要望したい情報提供について

(ICT施工・担い手確保・働き方改革・キャリアアップシステム等)

・発生した問題点

1. 橋梁補修工において事前調査を行い、設計見直しから材料調達に至るまで時間がかかり工程が遅延してしまう上に、ひび割れ補修工や断面修復工等は雨天時には作業が出来ない為、さらに工程に影響が発生してしまいます。天候により工程の進捗が左右される現場では工期設定に余裕をもった発注を検討して頂きたい。工期延長等の措置も柔軟に対応して頂きたい。

【沼津土木事務所】

(回答：技術調査課)

工期については、施工合理化調査等の実態調査による日当り施工量を基に標準的な工期として設定しております。天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者に提出し、工期延長変更を請求してください。

2. 担い手確保についての活動状況や、実際の効果についての情報があれば教えてください。

【熱海土木事務所】

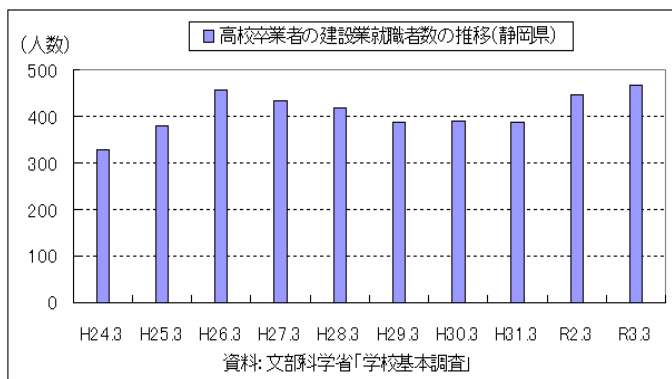
(回答：建設業課)

○活動状況

項目	内容
どぼくらぶ講座（建設現場体感見学会）	防潮堤、トンネル等県発注建設現場やダム、港湾等県有インフラ施設を見学
どぼくらぶ講座（出前講座）	県職員や県内建設企業経営者又は若手技術者等専門家を講師として小・中・高・大学へ派遣
親子インフラツアー	小学生と保護者に工事現場を見学してもらうバスツアーを実施
静岡どぼくらぶ若手交流会	概ね 30 歳までの建設従事者がグループワークを通じて交流を深め、出前講座の内容を検討し、企画した講座を実際に学校へ出向き実施
県内公共工事の一斉休工	令和 4 年度から毎月第 2・第 4 土曜日を「ふじ丸デー」とし、県内の公共工事を一斉休工する取組を実施（R3 は第 2 土曜日のみ）

○効果

- ・平成 26 年以降減少傾向にあった県内高校卒業者の建設業就職者数は、どぼくらぶ講座(H29～)等の取組もあり、令和 2 年から増加に転じている。
- ・一斉休工の取組みは、令和 3 年度の年間平均で 9 割を超える実施率を達成し、建設業界からも継続・拡充を望む声が寄せられたため、令和 4 年度から毎月第 2・第 4 土曜日に拡充して実施している。今年度も 9 割以上の実施率を維持しており、建設業就業者の休日確保につながっている。



3. コンクリート補修工(ひび割れ補修・断面修復)について、管理基準が県の施工管理基準にならないことから受注者側にて取り決め協議する方法をとっていますが、受注者間で差異が生じている可能性があり、規定としては曖昧なもののように感じます。県の施工管理基準に規定する予定はないのでしょうか。

【下田土木事務所】

(回答：工事検査課)

コンクリート補修工は、多様な工法、使用材料があり基準として取りまとめられていません。採用した工法、材料による最適な施工管理方法を受発注者で協議して決めてください。

4. 土砂等を搬出・受入する場合の土壌調査について

a) 静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき「土砂基準に適合することの確認」をしたうえで土砂等を受け入れることになっております。公共事業の残土については公共事業の盛土及び埋戻に使用して残った土砂です。公共事業で発生した残土の受入(許可を受けた民間残土場等)については、工事発注者が特記仕様書または、施工条件明示事項の建設副産物関係、建設発生土の搬出の項目に「土砂基準に適合することの確認は不要」と明示して頂きたい。

b) 土壌調査(土砂基準に適合することの確認)が必要な場合、調査費を計上して頂きたい。また、特記仕様書に調査の詳細項目を明示して頂きたい。

【沼津土木発注工事全般】

(回答：技術調査課)

a)

発注者は地歴調査や分析調査をもとに搬出する土砂が土砂基準に適合することを証明し、残土処分場等の盛土等の許可を受けた者は、土砂等を搬入する際にその資料をもとに土砂基準に適合することを確認します。このため、盛土等許可を受けた者の、土砂基準に適合することの確認は不要とすることはできません。

b)

発注にあたって土壌調査が必要となる場合は、調査費を設計計上し、設計図書に明示します。契約後には必要に応じて設計変更するよう周知に努めます。